

国土ニュース

第266号 令和6年12月1日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue1.co.jp>

編集責任者：上甲 覚

角界の報酬

11月24日、福岡県にある福岡国際センターで行われていた大相撲九州場所の千秋楽（最終日）で、14日目まで13勝1敗と快走する大関琴桜（佐渡ヶ嶽部屋）が、同じ大関であり、同じく13勝1敗と並ぶ豊昇龍（立浪部屋）を下し、14勝1敗として初優勝を果たしました。大関同士の相星決戦（千秋楽の直接対決で勝った方が優勝という取組）は、実に21年振りでした。

琴桜の家系は相撲一家で、父は元関脇・琴ノ若（現・佐渡ヶ嶽親方）、祖父は元横綱であり、同じ四股名の先代琴桜です。

大相撲は毎年6場所開催（奇数月）されており、1月、5月、9月の3場所は東京の両国国技館、3月は大阪、7月は名古屋、11月は福岡で開催されています。

相撲の歴史は長く、1500年以上続く伝統文化です。同じ伝統文化である歌舞伎の社会は「梨園」（中国の唐の時代、6代皇帝の玄宗が宮内内の梨の庭園で音楽や舞踊を弟子に教えたという故事に由来）とも呼ばれますが、相撲業界も同様に「角界」（「相撲」を「角力」と書くことに由来）という呼ばれ方もあり、一般社会とは異なる独特の世界です。

大相撲の世界には「階級」と「格付け」というものがあります。

通常相撲以外の多くの格闘技（ボクシング、レスリング、柔道、総合格闘技等）では、体重別で階級が分けられています。相撲の世界では体重別ではなく、勝ち負けの成績により階級が異なります。

相撲では下から「序ノ口」「序二段」「三段目」「幕下」「十両」「幕内」の6つに分類されています。

格付けは、上記最上位の幕内を、「前頭」「小結」「関脇」「大関」「横綱」と5つに細分化した10の格付けになっており、これを成績に応じて場所後に新たな地位として、番付表（相撲の力士や年寄、行司などの地位を示す一覧表）で公表します。

力士の待遇は格付けにより大きく変わってきますが、特に格差が激しいとされる境界線は、十両以上（関取）と幕下以下です。

例えば、力士の象徴である「髷（まげ）」にしても、関取は大銀杏と呼ばれる髷の先を銀杏の葉のように大きく広くした髪型にしますが、幕下以下は丁髷（ちょんまげ）です。着衣も、紋付羽織袴が着られるのは関取だけです。大相撲のユニフォームである「まわし」も、関取は色が自由なのに対し、幕下以下は黒色のみ（素材も異なる）です。さがり（力士が腰に締めるまわしの前に挟んで垂らす飾り）も、関取は布海苔で固めピンと張りのある凛々しいものですが、幕下以下はだらりと下がる柔らかい紐です。

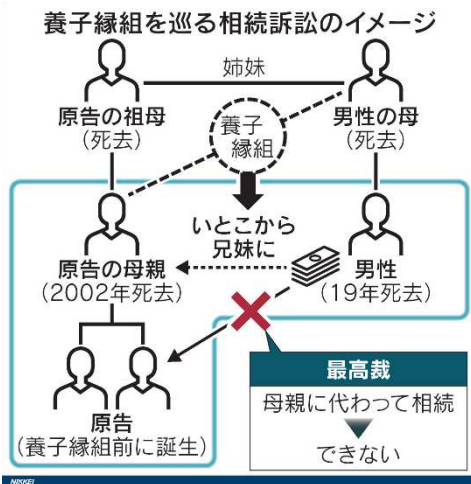
移動手段も異なります。関取はタクシー（横綱のみ運転手付きの自家用車）を使用しますが、幕下以下は電車・地下鉄移動です。飛行機も横綱・大関はファーストクラス、それ以外の関取はビジネスクラスですが、幕下以下はエコノミークラスです。

新しい相続の判例

11月12日、最高裁第3小法廷（渡辺恵理子裁判長）にて、「養子縁組前に生まれた子どもは、死去した親の相続権を引き継げない」との判断を示した旨、報道がありました。東京高裁では引き継げるとの判決でしたので、最高裁は二審の東京高裁判決を破棄したこととなりました。

今回のケースは、原告（30代と40代の男女）の母親が自身のおばと1991年に養子縁組したため、おばの息子である男性が原告らの「おじ」となりました。男性が2019年に死去した際、母親も既に亡くなっていたため、原告らは男性の残した土地や建物を相続したとして所有権移

転登記などを申請しました。しかし、法務局は「権限がない」として却下したため、処分の取り消しを求めて国を相手取り提訴したものです（左記図表：日本経済新聞より）。



元々、戦前の1932年（昭和7年）の大審院（旧憲法下で、最高の司法裁判所）では、「養子縁組前に生まれた子どもについては、養親との間で新たな親族関係は原則として生じない」との結論が示されていました。

上記判決により、直系卑属（子や孫）の場合、養子縁組前に生まれた子は原則として代襲相続（本来相続するはずだった被相続人の子や兄弟姉妹が相続の開始前に死亡していたり、相続権を失っていたりする場合に、その人の子どもが代わりに相続する仕組みのこと。相続人のこの代襲相続は孫となるが、孫にも代襲相続の原因がある場合、ひ孫と順次下の世代に相続するが、相続人の兄弟姉妹の代襲相続は子だけに限られ、孫、ひ孫等は含まない）の適用対象外とされていましたが、今回の判決では、曖昧だった傍系（甥や姪）親族についてもこの基準が適用されたため、今後の相続人の範囲を明確に制限する判断となりました。

住居をみても、関取は相撲部屋内の個室または別居が可ですが、幕下以下は相撲部屋内の共同部屋となります。

このように、あまりに格差があるため、関取だったベテラン力士が、本場所の負け越しで幕下に転落する際、引退するケースが多いのです。

報酬についても当然、格付けにより大きく異なります。まず、関取には給与と力士褒賞金（後述）が支給されますが、幕下以下の力士には給与と力士褒賞金が支給されません（場所手当と本場所の成績による奨励金が本場所毎に年6回支給される）。関取の報酬は下記です。

		格付け				
		横綱	大関	関脇 小結	平幕 (前頭)	十両
各種報酬	月額給与	300万円	250万円	180万円	140万円	110万円
	年額賞与	600万円	500万円	360万円	280万円	220万円
	特別手当	120万円	90万円	30万円	—	—

出典：大相撲HP <https://sumo-wrestler.com/>より編集

また、関取に対しては、本場所毎に「力士褒賞金」が支給されています。力士褒賞金は場所ごとに支給されるボーナスのような意味合いのものです。こちらの計算方法は独特で、かつ、複雑です。

「持ち給金」とも言われる支給の標準額は、序ノ口に上がると3円、その後1つ勝ち越すごとに50銭が加算されていきます。幕内力士の場合、金星（前頭の力士が横綱に勝利したときの勝ち星のこと。小結以上の力士には適用されない）には10円、優勝すると30円、全勝優勝の場合は50円の加算があります。また、番付によって最低標準額が決まっており、十両40円、幕内60円、大関100円、横綱150円となっています。番付が上がった際、仮に上記最低標準額に達していない場合、差額は加算されます。これら各力士の支給標準額を4,000倍した額が、実際の支給額となります。

第69代横綱の白鵬は、幕内優勝を歴代最多45回果たしています。そのうち全勝優勝は16回ですので、16回×50円で800円、全勝を除く優勝が29回×30円で870円となり、その他様々な加算を入れていくと累積で2,187円（2021年9月場所終了時）になります。実際の支給額は4,000倍ですので、通常の給与等を除き8,748,000円が場所毎に支給されます。これが年に6回だと、実に52,488,000円支給になりますから、勝ち越し（十両6円、前頭～関脇32.5円、大関28円、横綱386.5円）一つとっても加算が非常に大切だということがわかります。

冒頭の琴桜の場合に当てはめてみても、勝った琴桜は幕内最高優勝の30円と、白星13の勝ち越し分（14勝1敗のため13勝×50銭）となる6.5円を合わせて36.5円の標準額が加算されますが、負けた豊昇龍は白星11の勝ち越し分（13勝2敗のため11勝×50銭）の5.5円の加算に留まるため両者はこの一番だけで引退までの加算（毎場所146,000円の加算と22,000円の加算）額が大きく変わってきます。

幕内の優勝賞金は1,000万円、幕内で最員の力士や取組に掛ける懸賞のうち力士の取り分は1本3万円（懸賞は一本7万円だが、日本相撲協会が事務経費として1万円を取



り、力士の所得税等に充てる預り金が3万円のため力士が実際に受け取る金は、懸賞1本につき3万円）ですが、九州場所の千秋楽相星決戦では、48本の懸賞が付いたので、懸賞金だけで144万円です。勝った力士には合計1,144万円が、負けた力士には0円と、勝者と敗者では雲泥の差があることがわかります。

懸賞は昭和24年の1月から始まり、昨今では懸賞の総数が非常に多くなっています。歴代で最多の年間懸賞金額は横綱白鵬の6,330万円です。俗に、「土俵には金が埋まっている」と言われますが、力士として出世すれば、びっくりするくらい稼げることがわかりますね。

ちなみに、本場所の土俵の中には、縁起を担ぐ意味で勝栗・昆布・洗米・スルメ・塩・榎（カヤ）の実の6品が埋められています。

トリニテシステム業務提携先（令和6年12月現在）

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本社：03-5227-3601
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階
横浜支店：045-651-2841
名古屋支店：052-588-2322
関西支店：075-212-2801
大阪事務所：06-6676-7330